

令和4年度

行政監査結果報告書

令和5年3月

新見市監査委員

目 次

	ページ
1 準拠	1
2 監査の種類	1
3 監査テーマ及びテーマの選定理由	1
4 監査の着眼点	1
5 監査の期間	1
6 監査の対象	2
7 監査の結果	2
(1) 予備調査について	2
(2) 実査を行う団体の選定及び調査について	3
(3) 調査の結果	3
ア 職員が会計事務を取り扱う団体等の状況について	3
イ 職員が会計事務を取り扱う団体等の会計事務について	5
ウ 監事（監査）等の設置状況について	6
(4) 団体等の運営について	7
ア 団体等の会計事務を職員が行う理由について	7
イ 団体等への会計事務の移管について	7
8 監査委員の意見	8

資料

行政監査対象会計一覧

行政監査（前期）指導・指摘事項

行政監査（後期）指導・指摘事項

（注）比率（％）は、原則として小数以下を四捨五入し表示する。

（参考）：補助金の見直しに係る指針，令和2年10月（財政課）

令和4年度行政監査結果報告書

1 準拠

本監査は、新見市監査基準に準拠している。

2 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

3 監査テーマ及びテーマの選定理由

(1) 本市が取り扱う公金は、地方自治法及び新見市会計規則に基づき会計管理者によって管理され、監査委員による定期監査及び例月出納検査の対象である。

一方、業務遂行上の必要性などにより市職員^{*}が取り扱っている公金以外の金銭、いわゆる「準公金」については法令によりその管理方法が定められていない。

本市においても準公金に関する取扱基準は特に定められていない。

しかし市職員による当該現金等の取り扱いは、公金の取り扱いと同様に不測の事態が発生しないよう適正な事務処理に努める必要がある。

このため行政監査として、その取り扱い状況を調査し、準公金の現金等の管理体制とその実態を確認するとともに、今後の適正な事務の執行及び事故の未然防止に資することを目的とする。

(2) 定期監査において監査した負担金・補助及び交付金、委託料の交付先となる団体のものを中心に監査することで、上記の補助金等が適正な交付であるかについても監査を行った。

4 監査の着眼点

- (1) 市職員が団体等の事務を取扱う根拠は明確にされているか。
- (2) 諸規程（設置規程、会計規程等）は整備されているか。
- (3) 出入金における事務処理は適切に行われているか。出入金証憑等の作成。
- (4) 現金等の管理は適切に行われているか。
- (5) 事務処理に係るチェック体制は構築されているか。

5 監査の期間（※定期監査と併せて実施）

前期：令和4年10月4日（火）～11月11日（金）

後期：令和5年1月5日（木）～2月10日（金）

* 本報告書内の「市職員」及び「職員」とあるのは、市内小中学校園教職員、保育所・認定こども園職員、会計年度任用職員を含む。

6 監査の対象

本監査の実施に先立ち、市からの委託料や補助金等の交付先となる任意団体や施設の会計事務（通帳などの取扱い）を本市職員が行っているものについて、全所属に対して予備調査を行い監査対象の選定を行った。

この結果、該当のあった下記の所属において実施した。

総務部 総合政策課

福祉部 環境課 交通対策課 介護保険課 健康医療課 認定こども園

産業部 農業畜産振興課 林業振興課 商工観光課

建設部 建設課

支局 大佐支局 神郷支局 哲多支局 哲西支局

教育委員会教育部 生涯学習課 公民館 中央図書館 小学校 中学校
新見市学校給食センター 学校給食共同調理場

消防本部 予防課

なお、①募金、会員の会費のみで運営しているもの ②学校園に係る保護者からの徴収金やその他実費徴収金 ③釣り銭 ④職員親睦会費などは対象外とし、本市から、負担金・補助及び交付金、委託料の交付を受けた任意団体等を対象とした。

7 監査の結果

(1) 予備調査について

全庁的に市職員が通帳や現金等での会計管理を行っている実態を把握するため、各課所属長あて令和4年8月8日付け「行政監査事前調査（現金等管理状況）の実施について」として、予備調査の依頼を行った。

この予備調査において、令和4年7月末現在の状況を把握した183件から、市が委託料、負担金・補助及び交付金を交付した任意団体の会計を監査の対象とし、前期監査分96件、後期監査分32件、合計128件を選定した。

所属部局	回答数	行政監査 該当数	所属部局	回答数	行政監査 該当数
総務部	6	1	消防本部	8	2
福祉部	20	12	出納室	0	0
産業部	14	8	教育部	100	90
建設部	6	3	諸局	2	0
支局	27	12	合計	183	128

(2) 実査を行う団体の選定及び調査について

予備調査で選定した、任意団体会計の通帳・現金等を取り扱う部署、出先機関及び市内小中学校園（保育所・認定こども園含む）についてすべて調査を行うこととした。

調査は、「令和4年度定期監査・行政監査の実施について」として、前期・後期に分け、調査票及び団体等の設置規程（規約・会則等）を提出するよう依頼した。

(3) 調査の結果

ア 職員が会計事務を取り扱う団体等の状況について

① 団体等の設置規程（規約・会則等）の有無について

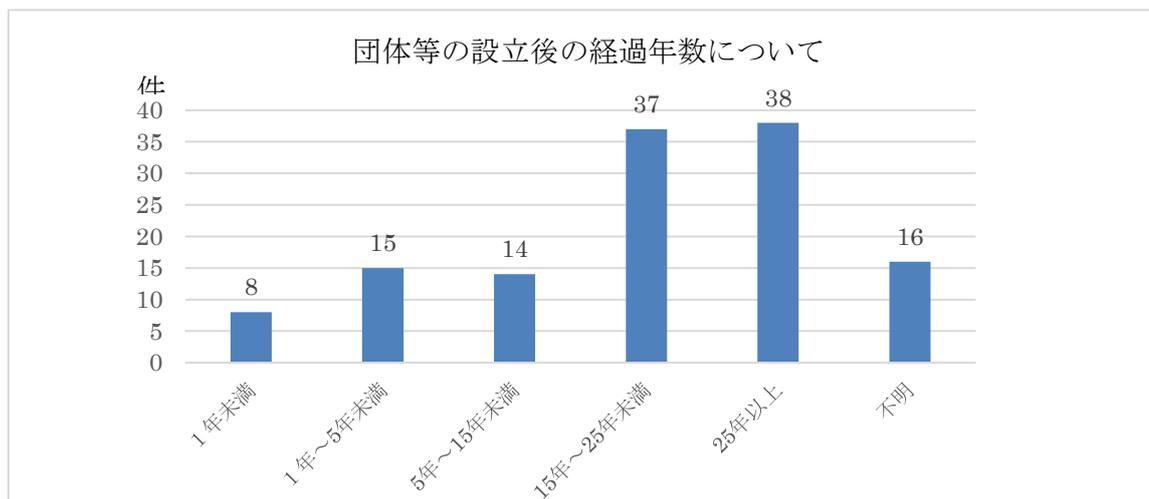
有 ⇒ 52件（41%）

無 ⇒ 76件（59%）

半数以上の団体等が設置規程（規約・会則等）を定めていない。

② 団体等設立後の経過年数（市での会計管理年数）について

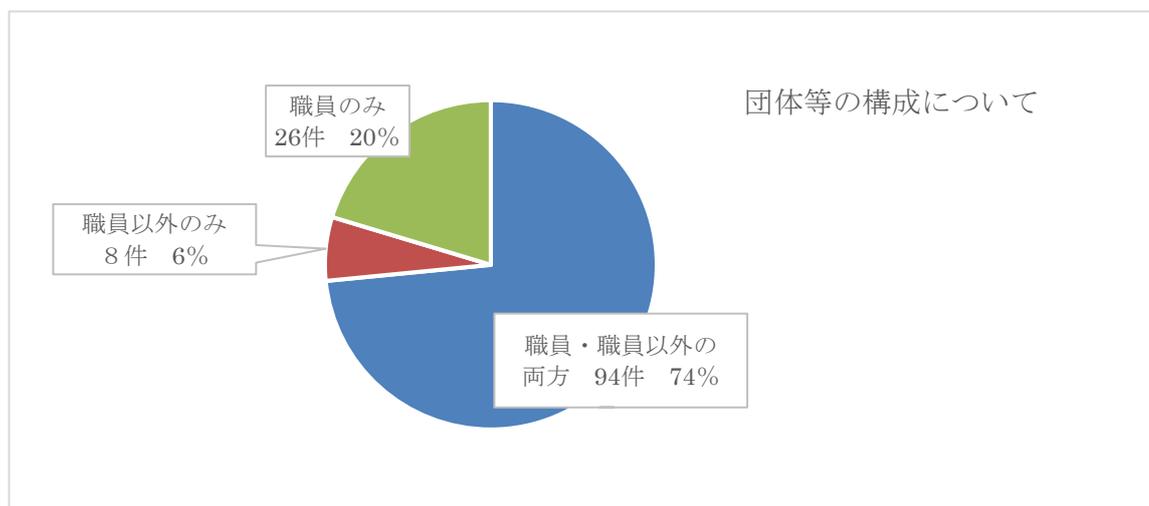
「25年以上」が38件と最も多く、長年にわたり担当課等で通帳を管理している団体等が多いといえる。



③ 団体等の構成について

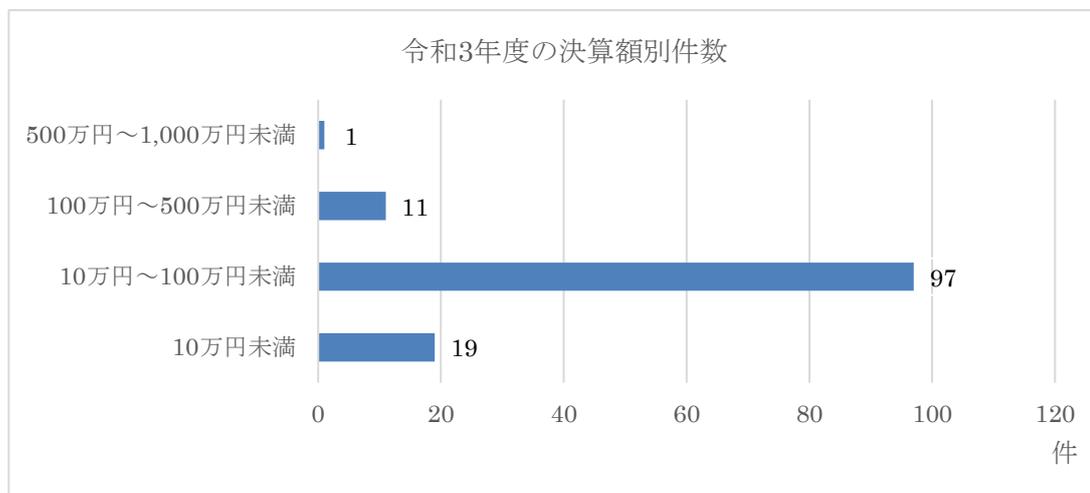
「職員・職員以外の両方」が94件（74%）で多数を占めている。

「職員のみ」の26件中22件は小中学校の総合的な学習である。



④ 令和3年度の決算額

「10万円～100万円未満」の97件が最も多く、中には500万円を超える金額を通帳管理で取り扱っている団体も1件あった。



⑤ 市からの交付内容及び交付額などについて

今回対象とした職員が会計事務を扱う任意団体等へ交付された、令和3年度の補助金・負担金及び委託料等の総額は、約4,436万円。

また、令和3年度末時点の繰越総額は約755万円となっている。

補助金は、以前の監査の指摘も受けて残額を返還しているものが多く見られた。しかし、以前からの繰越額が多くある団体もあり、新型コロナウイルス感染症の影響もあるが、交付額より繰越額が大幅に多いところも見られた。

	委託金	負担金	補助金	その他	合計
団体等数 (件)	86	20	21	1	128
交付額 (円)	24,539,316	7,496,000	11,521,013	800,000	44,356,329
R3年度会計繰越額 (円)	110,963	4,597,680	2,845,821	0	7,554,464

※繰越額は年度毎のものではなく、以前からの積み上げの総額

イ 職員が会計事務を取り扱う団体等の会計事務について

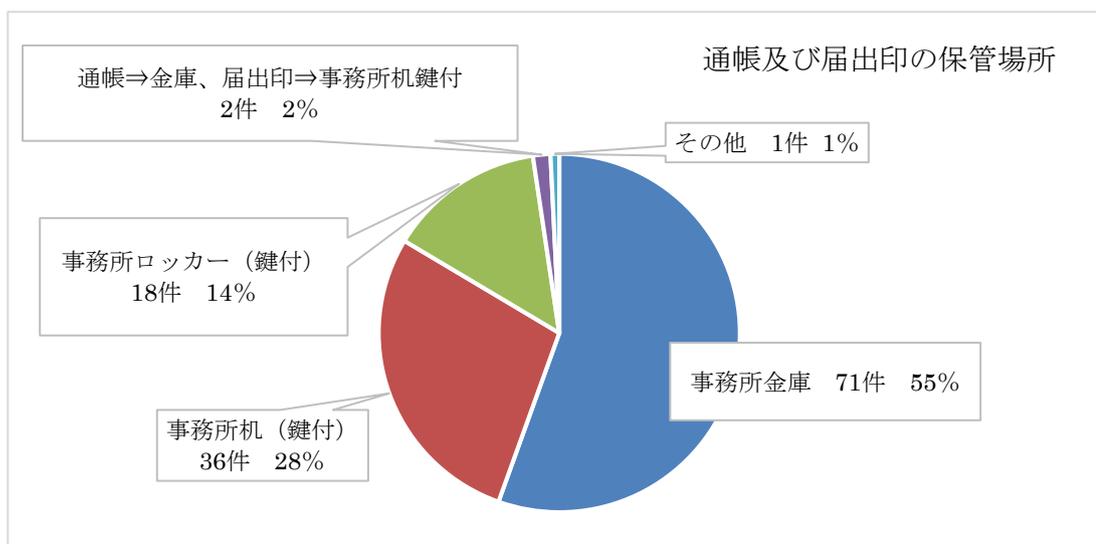
① 会計事務規程等の作成状況について

「有」 ⇒ 10件

「無」 ⇒ 118件

ほとんどの団体等が会計事務規程等を独自に定めることは行っていない。

② 通帳及び届出印の保管状況について



「事務所金庫」71件（55%）が半数以上と最も多く、中には通帳と届出印は代表者の個人宅というものもあった。

通帳、届出印の取り扱いについては、

「一人で管理」⇒ 72件 「複数人で管理」⇒ 56件

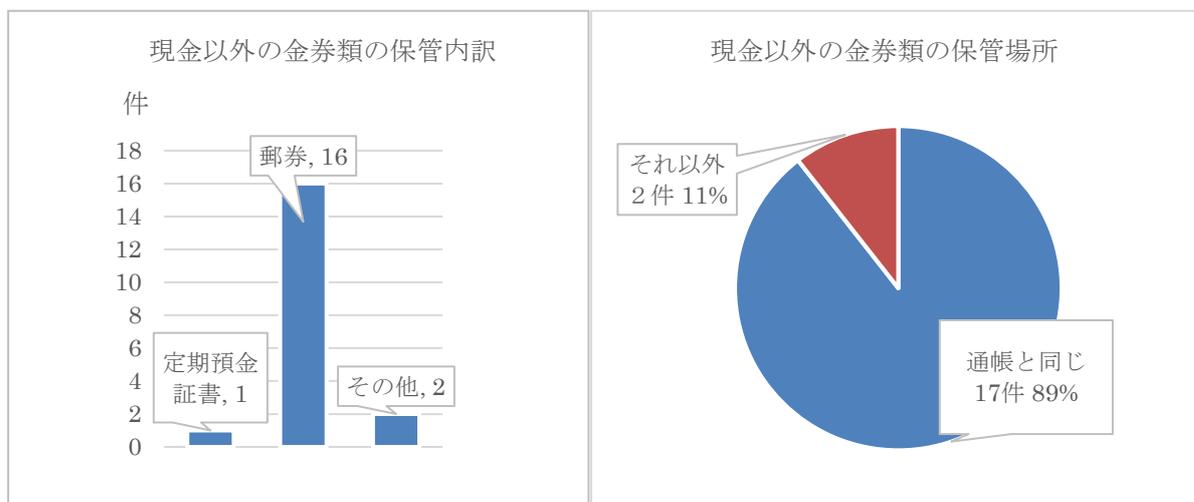
という状況である。

また、キャッシュカードを作成している団体が16件あった。

これは、金融機関（農協）の統合により、職場のそばに金融機関がなくなったことなどが主な理由で、通帳や届出印と同じ場所に保管されている状況である。

③ 現金以外の金券類の管理状況について

19件取扱いがあり、その内容は下記のグラフのとおり。「その他」はクオカード（2件）であった。金券類のほとんどが通帳と同じ場所で保管されている。また、郵券等の受払簿等を作成していないところが多く見られた。



④ 現金出納簿、証憑及び収支決算書の作成について

すべて作成 ⇒ 92件 (72%) いずれか作成 ⇒ 36件 (28%)
 帳簿を作成していないところはなかった。

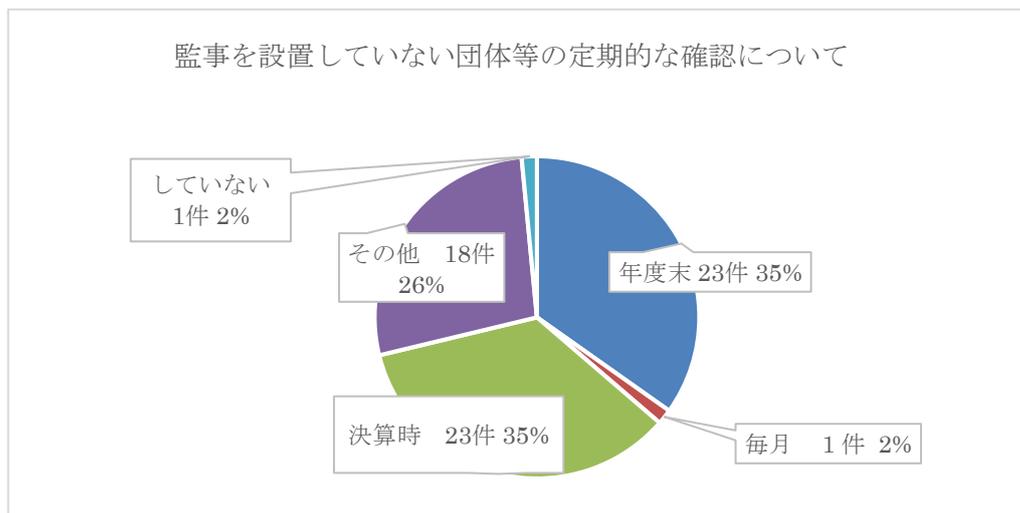
⑤ 出入金における証拠書類の保管状況について

すべての団体等で保管しており保管年数としては5年が一番多く114件 (89%)
 3年が10件 (8%)、7年2件 (2%)、10年1件 (1%)、2年1件 (1%) となっている。

ウ 監事（監査）等の設置状況について

会則等により、監事職を設置している団体等が62件 (48%)、設置していない団体等は66件 (52%)であった。

設置していない団体等においては、ほとんどの団体で担当者以外の定期的な現金出納簿や証拠書類などの確認を行っていた。

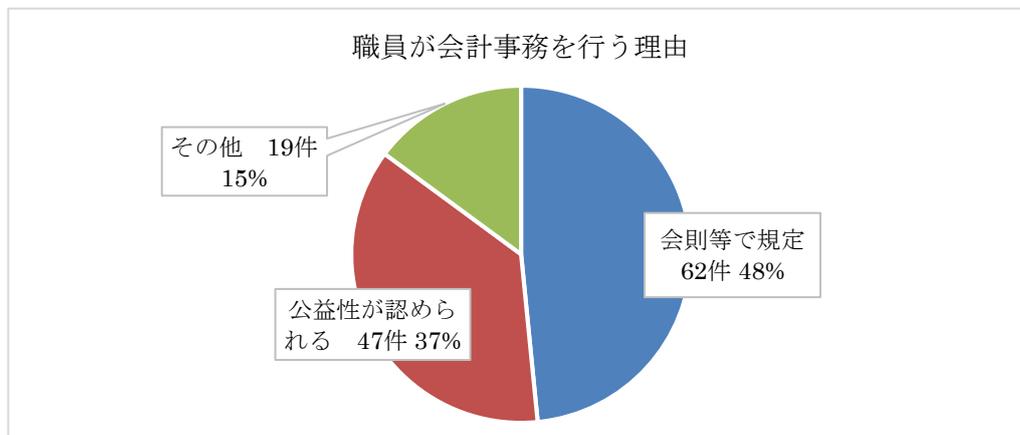


(4) 団体等の運営について

ア 団体等の会計事務を職員が行う理由について

「会則で定めている」と「公益性が認められる」は下の図のとおりである。

「その他」の理由は、「団体等の事務処理体制が不十分である」という回答が主なものであった。

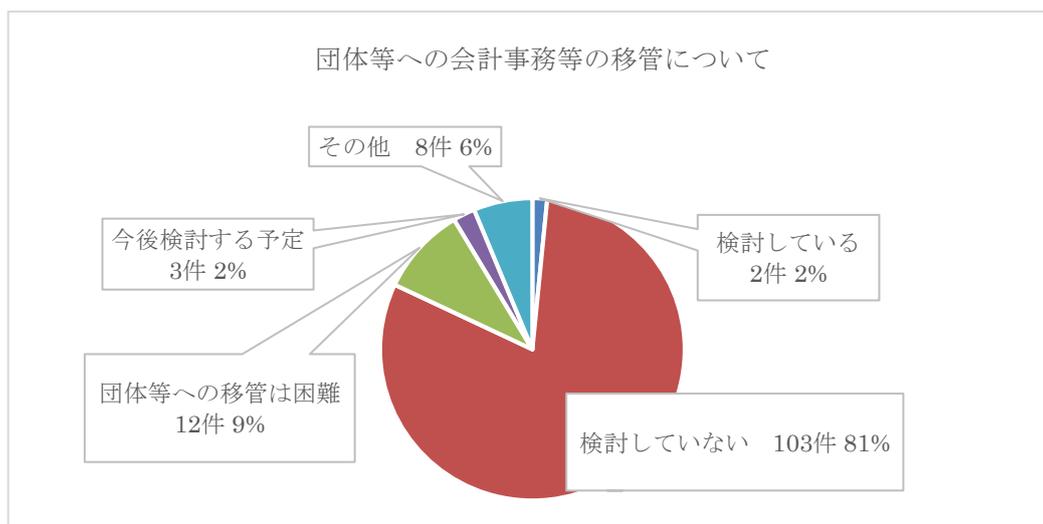


イ 団体等への会計事務の移管について

「検討していない」が103件(81%)で最も多くなっている。

「団体等への移管は困難」としているのが12件(9%)あるが、その中には公益性が高い団体等も含まれていた。

また「その他」の理由としては、外部委員には負担が大きいことや事務効率が悪いためという回答が多かった。



8 監査委員の意見

今年度、本市ではじめて行政監査を実施し、職員が取り扱う準公金の現金等の管理体制とその実態について監査を行った。その結果報告に添えて意見及び要望を述べる。

「3 監査テーマ及び監査テーマの選定理由」でも述べたとおり、定期監査の内容を負担金・補助及び交付金、委託料の財務処理状況に絞り、併せて行政監査を実施したことによって、交付からその後の交付先団体等の会計処理までの現状を確認することができた。

職員が会計を取り扱う、委託料や補助金等の交付先128団体への令和3年度の交付額は、あわせて約4,436万円となり、補助金等の繰越額は約755万円であった。

事前調査において対象会計を選定するにあたり、職員が会計を取り扱う準公金は大変件数が多く、今回対象としなかったものも含めると取扱件数及び金額は更に大きいものになっていると思われる。

県内においては、準公金取扱規程などを定めている自治体もあり、本市においても不測の事態をまねくことのないよう、検討・改善の必要があると考える。

改善を要すると思われる事項については、監査時において個別に要請したところであるが、以下に掲げる事項については全庁的に検討し、改善に取り組まれることを要望する。

1 会計監査の実施について

監事についての設置がない団体等が見受けられた。

設置について団体等と協議し、会計監査を行うこと。

また会計監査を実施しない団体等においては、定期的に2人以上で確認を行い、これを書面にて保管されたい。

2 委託料、補助金等の不用額及び繰越金について

交付された委託料、補助金等の年度ごとの不用額はできるだけ返還処理をされたい。

特に補助金等においては、以前からの繰越金が積み上げられ、補助金交付額を上回るものがあつた。新型コロナウイルス感染症の影響などで計画した事業ができず、事業費が余った場合もあるとは思いますが、繰越金が多い団体は、状況に応じて次年度以降の補助額を所管の部署と調整する必要があると思われる。

また繰越金を積み立て、特別事業等に充てようとしている団体もあつたので、補助金交付担当部署においてはその事業内容をよく把握されたい。

3 通帳及び通帳届出印の管理について

施錠可能な場所に保管し、鍵の管理は所属長が行うなど紛失や盗難などの事故防止のための環境整備と、安全性の確保に十分留意されたい。

4 事業効果の検証について

事業実施の目的が達成されているか、どんな効果があったかなどの検証を行い、これを完了報告、実績報告において記載するようにされたい。

5 団体等の自立について

職員が任意団体等の運営などに職務上関わる場合、会計事務以外でも総会・役員会・実行委員会の開催や事業の主催等の業務に携わっていると推察される。

その団体の行う事業内容は、コミュニティ、福祉、農業、環境、教育、スポーツ振興、交通安全、イベントなど多岐にわたっており、市政運営の充実や円滑化のために欠かすことのできないものであり、地域にとって重要な役割を担っている。

しかしながら、団体事務を多く抱える部署においては、大きな負担となっていることも事実である。

市が密接に関与しなければ、事業の遂行が困難をきたすような団体事務についてはやむを得ないが、運営については市民が主体となり、市はそれをサポートするといった補助的役割を担う体制づくりを進めていくことが必要ではないかと考えられる。

新型コロナウイルス感染症拡大や物価高騰による社会状況や行政需要が大きく変化してきていることなどを踏まえ、公平・公正の視点から団体等の会計事務への関わり方や、長期にわたり補助金等の交付を行っている団体等の自立に向けた取り組みなどを検討されたい。

6 市民センター及び支局^{*}の職員が取り扱う準公金の事務処理について

市民センター及び支局において、社会福祉協議会の「会費」を取り扱う事務処理については、準公金取扱規程や事務取扱協定やなどの明確な根拠がないまま以前からの慣例として行われている。なお支局では社協職員が不在の場合のみ一時的に取り扱っている。地区によっては取り扱う現金は多額になり、この現状は事故発生のリスクが大きく、職員の負担になっていると思われる。

また、地区総代についても新見市行政地区設置規則に規定されている総代等の業務では「共同募金」に関することは明記されているが、社会福祉協議会の「会費」に関することの規定はない。

よってこの取扱事務については、新年度に向け、準公金取扱規程、関係規則などを整備した後、早急に事務取扱協定を締結し、現状を改善する必要があると認められる。

* 新見支局を除く

資 料

行政監査対象任意団体等会計一覧

R4.8現在

	所属	現金取扱団体名または事業名
1	中央図書館	新見ブックスタートの会
2	唐松公民館	唐松公民館主催事業実行委員会
3	唐松公民館	唐松公民館生き生き健康アップ
4	上市公民館	上市公民館主催事業実行委員会
5	上市公民館	上市健康教室
6	菅生公民館	菅生公民館実行委員会
7	菅生公民館	菅生生き生き健康アップ教室
8	菅生公民館	菅生ふれあいクラブ（運動ふれあい地域づくり支援）
9	熊谷公民館	熊谷公民館実行委員会
10	熊谷公民館	生き生き健康アップ教室
11	草間公民館	草間公民館主催事業実行委員会
12	草間公民館	草間地域づくり推進委員会
13	豊永公民館	豊永公民館実行委員会
14	豊永公民館	豊永生き生き健康アップ
15	豊永公民館	豊永ほほえみサロン（運動ふれあい地域づくり支援事業）
16	井倉公民館	井倉公民館主催事業実行委員会
17	井倉公民館	井倉公民館主催事業実行委員会事業部（生き生き健康アップ）
18	千屋公民館	千屋公民館主催事業実行委員会
19	千屋公民館	ふれあいサロン
20	千屋公民館	生き生き健康アップ教室
21	石蟹公民館	石蟹公民館事業運営実行委員会
22	石蟹公民館	石蟹公民館活動推進委員会（生き生き健康アップ）
23	正田公民館	正田公民館事業委員会
24	福本公民館	福本公民館実行委員会
25	西方公民館	西方地区振興事業協議会
26	西方公民館	西方健康教室実行委員会
27	高尾公民館	高尾公民館主催事業運営実行委員会
28	高尾公民館	生き生き健康アップ教室
29	新見公民館	新見公民館主催事業
30	新見公民館	新見公民館生き生き健康アップ教室
31	大佐公民館	公民館主催事業
32	大佐公民館	生き生き健康アップ支援事業
33	大佐公民館	新見ふるさと発見のびのび体験事業
34	神郷公民館	神郷公民館主催事業実行委員会
35	神郷公民館	生き生き健康アップ教室
36	哲多公民館	哲多総合センター公民館事業実行委員会
37	哲多公民館	本郷婦人会（生き生き健康アップ）
38	哲多公民館	萬歳地区ふるさと振興協議会（生き生き健康アップ）
39	哲多公民館	新砥婦人会（生き生き健康アップ）
40	哲西公民館	きらめき事業実行委員会
41	新見市学校給食センター	新見市立学校給食センター（運営資金）
42	新見市学校給食センター	新見市立学校給食センター（保存食・特産物）
43	大佐学校給食共同調理場	大佐学校給食共同調理場（保存食・特産物）
44	哲西学校給食共同調理場	哲西学校給食共同調理場（保存食・特産物）
45	草間台小学校	総合的な学習
46	草間台小学校	新見ふるさと発見のびのび体験事業

47	井倉小学校	総合的な学習
48	井倉小学校	新見ふるさと発見のびのび体験事業
49	新見南小学校	総合的な学習
50	思誠小学校	総合的な学習
51	思誠小学校	新見ふるさと発見のびのび体験事業
52	新見南中学校	総合的な学習
53	新見南中学校	新見ふるさと発見のびのび体験事業
54	野馳小学校	総合的な学習
55	野馳小学校	新見ふるさと発見のびのび体験事業
56	哲西中学校	総合的な学習
57	哲西中学校	新見ふるさと発見のびのび体験事業
58	矢神小学校	総合的な学習
59	矢神小学校	新見ふるさと発見のびのび体験事業
60	千屋小学校	総合的な学習
61	千屋小学校	新見ふるさと発見のびのび体験事業
62	上市小学校	総合的な学習
63	上市小学校	新見ふるさと発見のびのび体験事業
64	西方小学校	総合的な学習
65	西方小学校	新見ふるさと発見のびのび体験事業
66	高尾小学校	総合的な学習
67	高尾小学校	新見ふるさと発見のびのび体験事業
68	塩城小学校	生活・総合的な学習の時間
69	塩城小学校	新見ふるさと発見のびのび体験事業
70	新見第一中学校	総合的な学習
71	新見第一中学校	新見ふるさと発見のびのび体験事業
72	刑部小学校	総合的な学習
73	大佐中学校	総合的な学習
74	神郷北小学校	総合的な学習
75	神郷北小学校	新見ふるさと発見のびのび体験事業
76	神代小学校	生活・総合的な学習の時間
77	神代小学校	新見ふるさと発見のびのび体験事業
78	本郷小学校	総合的な学習
79	萬歳小学校	総合的な学習
80	萬歳小学校	新見ふるさと発見のびのび体験事業
81	新砥小学校	生活・総合的な学習の時間
82	新砥小学校	新見ふるさと発見のびのび体験事業
83	哲多中学校	総合的な学習
84	神代認定こども園	新見市幼稚園・こども園PTA連合会
85	大佐支局	新見市交通安全協会大佐支部
86	大佐支局	新見市体育協会大佐支部
87	大佐支局	大佐ふるさとまつり実行委員会
88	大佐支局	大佐スマートIC利用促進協議会
89	神郷支局	新見市体育協会神郷支部
90	神郷支局	しんごう湖畔マラソン大会実行委員会
91	神郷支局	新見市交通安全協会神郷支部
92	神郷支局	神郷イベント実行委員会
93	哲多支局	新見市交通安全協会哲多支部
94	哲多支局	新見市体育協会哲多支部
95	哲西支局	新見市交通安全協会哲西支部
96	哲西支局	新見市体育協会哲西支部

97	総合政策課	新見市結婚推進協議会
98	環境課	新見市環境衛生協議会
99	交通対策課	新見市鉄道利用促進協議会
100	交通対策課	新見市交通安全対策協議会
101	交通対策課	新見市交通安全母の会連合会
102	交通対策課	岡山県消費生活問題研究協議会新見支部
103	介護保険課	新見地域医療ネットワーク
104	健康医療課	新見市健康づくり連絡会
105	健康医療課	新見市愛育委員会
106	健康医療課	新見市栄養改善協議会
107	健康医療課	P I O N E
108	健康医療課	新見市医療従事者確保対策会議
109	農業畜産振興課	新見ピオーネPR実行委員会
110	農業畜産振興課	阿新削蹄師会
111	農業畜産振興課	新見市農業再生協議会
112	農業畜産振興課	新見市鳥獣被害防止対策協議会
113	林業振興課	牛丸大仙森林整備事業推進協議会
114	商工観光課	新見市企業誘致推進会議
115	商工観光課	にのみ推奨特産品協議会
116	商工観光課	新見庄ロマンの里づくり実行委員会
117	建設課	主要地方道新見日南線及び一般県道神戸上新見線整備促進期成会
118	建設課	備北新線整備促進期成会
119	建設課	主要地方道新見勝山線整備促進期成会
120	消防本部予防課	新見市危険物安全協会
121	消防本部予防課	新見市防火委員会
122	生涯学習課	新見市体育協会
123	生涯学習課	新見市スポーツ少年団
124	生涯学習課	新見市スポーツ推進委員協議会
125	生涯学習課	新見市国際交流協会
126	生涯学習課	新見市子ども会連絡協議会
127	生涯学習課	新見市FOS少年団連盟
128	生涯学習課	新見市青少年育成連絡協議会

1～96 前期分 97～128 後期分

令和4年度行政監査（前期）指導・指摘事項

【中央図書館】令和4年10月4日（火）実施

委託料：ブックスタートの会

①受託先の任意団体において会計監査がされていない。

会則の役員に監事を定め、会計監査を実施するよう改められたい。

【唐松市民センター】令和4年10月4日（火）実施

委託料：公民館主催事業

①会則及び収支決算書を作成すること。

②参加者から集金したものについては収入とし、収入証憑を作成すること。

委託料：生き生き健康アップ支援事業

③残金に合わせて消耗品を購入していると思料される。無理に使い切らず、返還処理を行うよう改められたい。

【熊谷市民センター】令和4年10月4日（火）実施

委託料：公民館主催事業、生き生き健康アップ支援事業、
運動ふれあい地域づくり支援事業

特になし

【上市市民センター】令和4年10月4日（火）実施

委託料：公民館主催事業、生き生き健康アップ支援事業

①会計監査がされていない。

規約（会則）を作成し、監事を定め会計監査を実施するよう改められたい。

【菅生市民センター】令和4年10月4日（火）実施

委託料：公民館主催事業、生き生き健康アップ支援事業、
ふれあい地域づくり支援事業

①現金出納簿と通帳の日付が一致していないので、改められたい。

【草間台小学校】令和4年10月5日（水）実施

委託料：総合的な学習、ふるさと発見のびのび体験事業

①証憑は支出だけでなく収入も作成されること。

【草間市民センター】 令和4年10月5日（水）実施

委託料：公民館主催事業、生き生き健康アップ支援事業

- ①現金出納簿及び収支証憑を作成すること。

【豊永市民センター】 令和4年10月5日（水）実施

委託料：公民館主催事業、生き生き健康アップ支援事業、
運動ふれあい地域づくり支援事業

- ①収支証憑に館長の決裁印がないものがあつた。決裁を受けること。
②3事業を1つの通帳で出納管理をしているため残金に違算が生じている。
事業別の通帳で適正に管理されたい。

【井倉市民センター】 令和4年10月5日（水）実施

委託料：公民館主催事業、生き生き健康アップ支援事業

- ①会計監査がされていない。規約（会則）を作成し、監事を定めて監査を受けるよう改められたい。

【井倉小学校】 令和4年10月5日（水）実施

委託料：総合的な学習、ふるさと発見のびのび体験事業

- ①物品は極力市内で購入されるよう努められたい。

【千屋市民センター】 令和4年10月5日（水）実施

委託料：運動ふれあい地域づくり支援事業（ふれあいサロン）

- ①郵券受払簿が作成されていない。作成し適正に管理されたい。

委託料：公民館主催事業、生き生き健康アップ支援事業

特になし

【新見南小学校】 令和4年10月12日（水）実施

委託料：総合的な学習

- ①委託金の入金収入証憑を作成すること。
②年度末決算の際、校長が確認した旨の書面を保管されたい。

【新見南中学校】 令和4年10月12日（水）実施

委託料：総合的な学習

- ①物品は極力市内で購入されるよう努められたい。

【石蟹ふれあいセンター】 令和4年10月12日（水）実施

委託料：公民館主催事業、生き生き健康アップ支援事業

- ① 出入金証憑に記載した日付と添付の領収書の日付の齟齬（そご）が散見された。改められたい。
- ② 現金出納簿（PC管理）に収入欄が無く、現金出納簿になっていない。
収入欄を設けられること。また現金出納簿と通帳が一致するように改められたい。

【野馳小学校】 令和4年10月13日（木）実施

委託料：総合的な学習、ふるさと発見のびのび体験事業

- ① 物品の購入は極力市内の業者での購入に努められたい。
- ② ふるさと発見のびのび体験事業の契約書に、本文の乙欄の名称が空欄になっている。名称を記入すること。

【哲西中学校】 令和4年10月13日（木）実施

委託料：総合的な学習、ふるさと発見のびのび体験事業

- ① 現金出納簿に、補助金の入金日を記述すること。また入金された資料を保存すること。

【矢神小学校】 令和4年10月13日（木）実施

委託料：総合的な学習・ふるさとのびのび体験学習

- ① 複数の事業を一つの通帳で会計管理をされているので、間違いが生じないよう事業別の通帳で適正に管理されたい。

【思誠小学校】 令和4年10月17日（月）実施

委託料：総合的な学習、ふるさと発見のびのび体験事業

- ① 物品は極力市内で購入されるよう努められたい。

【正田ふれあいセンター】 令和4年10月17日（月）実施

委託料：公民館主催事業

- ① 講師の報償費について、謝金と交通費を分けて支払われている。
交通費を含め報償費とし、源泉徴収すること。

【新見市学校給食センター】 令和4年10月17日（月）実施

補助金：保存食購入事業、学校給食地域特産物利用促進事業、

貸付金：給食物資購入費貸付金（コロナ対策事業）

- ① 来年度の大佐・哲西共同調理場廃止にともない、補助金の受託団体の形態も変わると思料される。その際、団体の設置規程に監事を定め、会計監査を実施するようにされたい。

【哲多支局】 令和4年11月8日（火）実施

補助金：交通安全協会哲多支部、体育協会哲多支部

- ① 実績に多額の繰越額が生じている。余剰金は、返還をするなどの検討をされたい。
- ② 証憑は収支ごとに時系列に分けて管理されたい。

【大佐支局】 令和4年11月8日（火）実施

補助金：交通安全協会大佐支部、体育協会大佐支部

- ① 証憑は収支ごとに時系列に分けて管理されたい。
- ② 会計監査ができていない。総会が開催できない場合は、会計監査を実施し、書面決議を行うこと。
- ③ 体育協会大佐支部については、設立40周年事業（R2予定⇒中止）など特別事業開催分としての定期積立金（定期証書あり。約46万円）等は、生涯学習課と協議されたい。

補助金：大佐スマートIC利用促進協議会、大佐ふるさとまつり
特になし

【神郷支局】 令和4年11月11日（金）実施

補助金：交通安全協会神郷支部、体育協会神郷支部、イベント実行委員会

- ① 交通安全協会神郷支部の総会は、規約で「役員改選（任期2年）に併せて実施する」としているが、総会は毎年度実施し、決算にともなう監査結果を報告すること。開催できない場合は書面決議を行うこと。
- ② イベント実行委員会など繰越金の多い団体は、次年度の交付額を調整されたい。

補助金：しんごう湖畔マラソン実行委員会
特になし

【神郷公民館】 令和4年11月11日（金）実施

委託料：公民館主催事業、生き生き健康アップ支援事業

特になし

【哲西支局】 令和4年11月11日（金）実施

補助金：交通安全協会哲西支部、体育協会哲西支部

- ① 出入金証憑を作成すること。また、各総会資料（収支決算書、予算書、監査結果の報告書）の簿冊を整理して作成すること。
- ② 体育協会哲西支部の各部会への活動助成金及び、コロナ対策助成金を構成部員数に関係なく、一律の金額で支給をしている。
均等割、人数割の交付を検討されたい。
また、実績報告の提出を求められたい。
- ③ 体育協会哲西支部射撃部会の大会景品購入について、領収書が提出されているのみであった。
内容を精査するためにも大会の概要や活動報告を求めること。

委託料：公民館主催事業

- ④ 証憑に金額の訂正をしているものが見受けられた。金額の訂正をする場合は再度証憑を作成し、改めて決裁を受けること。

令和4年度行政監査（後期）指導・指摘事項

【消防本部・消防署】令和5年1月10日（火）実施

負担金：危険物安全協会、防火委員会

特になし

【健康医療課】令和5年1月12日（木）実施

委託料：愛育委員会、栄養改善協議会、健康づくり連絡会

①費用弁償の戻入については、収入とせず支出証憑で処理すること。

また証憑は収支ごとに時系列に分けて管理されたい。

②愛育委員会の監査報告書について、監査実施日及び場所などを記述すること。

【環境課】令和5年1月16日（月）実施

補助金：環境衛生協議会

①証憑は収支ごとに時系列に分けて管理されたい。

②研修会欠席者に係る費用弁償の戻入は、支出証憑で処理をすること。

③総会のお茶代について人数など出席者の内訳も記載すること。

④監事2名が別日（事前と総会当日）に監査実施しているが、総会資料の決算報告書（19日）の日付と一致していない。確認し改められたい。

⑤県協会補助金と会費を相殺して出納簿に記述している。収入及び支出として、別々に記載すること。また、会費の内訳資料を添付すること。

【交通対策課】令和5年1月16日（月）実施

補助金：交通安全対策協議会

①支部（支局管理）へ分配された補助金についての実績報告がされていないところがある。支部の総会開催状況や、実績報告等の状況を確認すること。

また、残金があれば返還の処理をするよう改められたい。

②戻入は、支出証憑で処理すること。

③切手受払簿を作成し管理されたい。

補助金：交通安全母の会連合会、

負担金：鉄道利用促進協議会

特になし

補助金：岡山県消費生活問題研究協議会新見支部

④繰越額が20万円以上もあり、2万円の補助が必要なのかどうか、来年度以降の補助金の交付について検討をされたい。

【商工観光課】 令和5年1月16日（月）実施

負担金：企業誘致推進協議会、にいみ推奨特産品協議会

委託料：新見庄ロマンの里づくり実行委員会

特になし

【介護保険課】 令和5年1月31日（火）実施

委託料：地域医療ネットワーク

①通帳と印鑑の管理は「事務机」となっているが、金庫等で管理するよう安全管理に留意されたい。

②預金通帳と現金出納簿のみで会計処理をされている。証憑を作成し、適正に管理されたい。

③監査報告書について、「適正にできている。」だけでなく監査の実施日や場所等を具体的に記述すること。

【総合政策課】 令和5年1月31日（火）実施

負担金：結婚推進協議会

①証憑は収支ごとに時系列に分けて管理されたい。

【農業畜産振興課】 令和5年2月6日（月）実施

補助金：鳥獣被害防止対策協議会（事務費）、阿新削蹄師会、
農業再生協議会

特になし

委託料：新見ピオーネPR実行委員会

①市からの委託料は収入証憑を作成されること。

【林業振興課】 令和5年2月6日（月）実施

委託料：牛丸大仙森林整備事業推進協議会

特になし

【建設課】 令和5年2月8日（水）実施

負担金：主要地方道新見日南線及び一般県道神戸上新見線整備促進期成会、
備北新線整備促進期成会、主要地方道新見勝山線整備促進期成会

特になし

【生涯学習課】 令和5年2月10日（金）実施

補助金：体育協会、スポーツ少年団

・各部会への強化費については人数割の積算根拠を明記し、適正に処理されている。

①支部（支局管理）への補助金について、大佐支部では周年事業（新型コロナ感染拡大で中止）を開催するための定期積金が数十万円もあった。

また哲西支部（支局管理）では、各部会への助成金及びコロナ対策助成金を部会の規模に関係なく、一律の金額を支給している。

各支部における取り扱いは、本部（生涯学習課）で状況をよく把握し、統一した適正な運用がされるよう指示されたい。

委託料：スポーツ推進委員協議会

②哲西ウオーク委託料については、収支証憑の内容を詳細に記入すること。

（収入証憑は「会費」だけでなく「一人当たり〇円×人数」とするなど。）

また、参加費に見合う景品とされたらどうか。

経費についても、生涯学習課の備品で対応できるようなものを購入されている。最小の経費で最大の効果をあげることを望む。

助成金：FOS少年団

③繰越金が多いので、来年度助成金の減額を検討されたい。

補助金：子ども連絡協議会

④繰越金が多いので、来年度補助金の減額を検討されたい。